

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）</p> <p>第五十三條の五 第五十三條の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 外国銀行代理業務の内容、業務取扱目及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項</p> <p>八 略</p>	<p>（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）</p> <p>第五十三條の五 〔同上〕</p> <p>一～六 同上</p> <p>七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱目及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項</p> <p>八 〔同上〕</p>
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第四百條 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（休日の承認の申請等）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第四百條 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>（休日の承認の申請等）</p>

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

二 令第十二条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 〔略〕

3 金庫は、令第十二条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

4 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に揭示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〜三 略〕

(業務取扱時間)

第二百二十九条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に揭示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

第二百二十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 令第十二条第三項の規定による揭示の方法を記載した書面

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に揭示するものとする。

〔一〜三 同上〕

(業務取扱時間)

第二百二十九条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に揭示しなければならない。

〔一～三 略〕

5 〔略〕

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 金庫は、銀行法第十六条第二項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

6 銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

(廃業等の公告等)

〔一～三 同上〕

5 〔同上〕

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 同上〕

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

(廃業等の公告等)

第百三十七条 金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(所属外国銀行に関する届出等)

第百三十七条の四 〔略〕

〔2・3 略〕

4 銀行法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(標識の様式等)

第百三十七条の五 〔略〕

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(委託契約書の案の記載事項)

第百四十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜八 略〕

第百三十七条 金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

(所属外国銀行に関する届出)

第百三十七条の四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(標識の様式)

第百三十七条の五 〔同上〕

〔項を加える。〕

(委託契約書の案の記載事項)

第百四十一条 〔同上〕

〔一〜八 同上〕

九 信用金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 〔略〕

2 〔略〕

(標識の様式等)

第四百四十六条 〔略〕

2 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合
- 三 その行う信用金庫代理業が一の信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用金庫代理業再委託者が、当該信用金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第四百五十一条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 第二項の場合において、信用金庫代理業者は、同項の規定による

九 信用金庫代理業の内容並びに信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十 〔同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式)

第四百四十六条 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(預金等との誤認防止等)

第四百五十一条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

〔項を加える。〕

掲示の内容を当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

二 令第十三条の三第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 〔略〕

3 令第十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 令第十三条の三第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

第六十一条 [略]

[2・3 略]

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

[一・二 略]

5 [略]

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

[一〜四 略]

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

第六十一条 [同上]

[2・3 同上]

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

[一・二 同上]

5 [同上]

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

[一〜四 同上]

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場

合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

「一〜六 略」

3 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示等）

第六十三条 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

合は、次に掲げる場合とする。

「一〜六 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

3 「同上」

一 「同上」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示）

第六十三条 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第六十九條 所属信用金庫は、信用金庫代理業者の信用金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〜五 略〕

六 所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第四百四十六條第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〜九 略〕

2 〔略〕

(標識の様式等)

第六十九條の九 〔略〕

2 銀行法第五十二條の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3 〔略〕

(廃止の届出等)

第六十九條の三十二 〔略〕

2 銀行法第五十二條の六十の三十六第三項の規定による公告は、官

(所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第六十九條 〔同上〕

〔一〜五 同上〕

六 所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〜九 同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式等)

第六十九條の九 〔同上〕

2 銀行法第五十二條の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 〔同上〕

(廃止の届出等)

第六十九條の三十二 〔同上〕

2 銀行法第五十二條の六十の三十六第三項の規定による公告は、官

報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用金庫電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3 [略]

4 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 [略]

報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3 [同上]

4 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 [同上]

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 第 1 項関係) [略]

別紙様式第 17 号 (第 146 条第 1 項関係) [略]

別紙様式第 18 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用者について記載すること。この場合において、当該使用者の総数が 20 名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 関係) [同左]

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係) [同左]

別紙様式第 18 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用者について記載すること。

2 [略]

[5・6 略]

別紙様式第19号(第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 役員及び使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び
使用人について記載すること。この場合において、当該使用
人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用
する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

2 [同左]

[5・6 同左]

別紙様式第19号(第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 役員及び使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び
使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 略]

[5・6 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。